

# 韓国知的財産ニュース 2020年12月前期

(No. 428)

発行年月日：2020年12月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、12月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2106185）
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2106346）
- 1-3 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2106361）
- 1-4 損害賠償額の現実化に向けた商標法、デザイン保護法、不正競争防止法の改正案が国会通過
- 1-5 拡張・仮想現実のデザインも保護できる
- 1-6 デジタルサービス分野のさまざまな知財権を一括で取得！
- 1-7 損害賠償額の現実化に向けた特許法の改正法を施行

### 関係機関の動き

- 2-1 第20回特許庁長官会合で日中韓+ASEANと協力することを合意
- 2-2 「江原南部地域における中小企業の知財権相談は太白で
- 2-3 特許庁、2021年の予算を6,060億ウォンに確定
- 2-4 2020韓国知識財産協会（KINPA）の年次カンファレンスを開催
- 2-5 特許庁、2020海外進出におけるIP戦略カンファレンスを開催
- 2-6 特許庁のキャラクター、キキ・ポポと一緒に出願・登録・国際出願に関するオンライン合同説明会を開催
- 2-7 中小企業ベンチャー部-特許庁、技術（知的財産）取引の活性化のために連携
- 2-8 知的財産分野における政府開発援助、官民協力モデルを構築する！
- 2-9 特許満了日が迫っている物質特許を一目で確認！
- 2-10 韓国型証拠収集制度の導入に向けた、中小ベンチャー企業との懇談会を開催

## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

- 5-1 コロナ感染防止、テーブルパーティション関連の特許出願が急増
- 5-2 見えない危険物！放射線を利用した貨物検査の特許出願が増加
- 5-3 グルーミング族をターゲットにした、美容機能付きカミソリの特許出願が活発

## 法律、制度関連

### 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2106185）

議案情報システム（2020.12.8.）

### 特許法の一部改正法律案（議案番号：2106185）

議案番号：2106185

提案日：2020年12月8日

提案者：クォン・チルスン議員外10人

#### 提案理由及び主要内容

現行法は、特許発明が国の非常事態、極度の緊急事態又は公共の利益のために非商業的に実施する必要がある場合、特許期間が満了されていない特許発明を政府が実施するか、又は政府以外の者に実施させることができるように強制実施権に関する規定を定めている。これに関連し、最近新型コロナウイルスのパンデミック状況において、新型コロナウイルス治療剤およびワクチンの特許権者である新薬開発者や特定の国が市場を独占して医薬品の価格を高めるために供給を拒否する場合、それに対処することが難しくなるため、そのような場合でも、強制実施権の行使が可能になるように法律的根拠を設ける必要があるという意見がある。

そこで、政府が感染症のパンデミック状況の際に、特許期間が満了されていない治療剤およびワクチンなどの医薬品の特許発明を実施することができるよう、その根拠を明確に

設けようとするものである（案第106条の2）。

法律第 号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第106条の2第1項のうち、「国家」を「感染症の大流行など国家」とする。

### 附 則

この法律は、公布日から施行する。

### 新旧条文対照表

現行	改正（案）
第 106 条の 2(政府等による特許発明の実施) ①政府は、特許発明が <u>国家</u> 非常事態、極度の緊急状況又は公共の利益のために非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施するか、又は政府以外の者に実施させることができる。 ②～④（省略）	第 106 条の 2(政府等による特許発明の実施) ①----- <u>感染症の大流行など国家</u> ----- ----- ----- ----- -----。②～④（省略）

1 - 2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2106346）

議案情報システム（2020.12.10.）

### デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2106346）

議案番号：2106346

提案日：2020年12月10日

提案者：イ・ギョミン議員外15人

### 提案理由及び主要内容

現行法によると、国に属するデザイン登録出願又はデザイン権等の場合には、登録料及び

手数料（以下「登録料等」という。）を減免しているが、新型コロナウイルス等のような国家的災害の状況が発生した場合、支援が必要なにも関わらず登録料等を免除できる根拠規定がない。

また、「国民基礎生活保障法」による、医療給付受給者のような社会的弱者等がデザイン登録出願をする場合に登録料等を減免しているが、出願に貢献していない減免対象者を出願人に含めて登録料等の減免を不当に受ける事例も発生している。

それとともに、デザイン登録出願後1ヶ月内に出願を取下げ・放棄する場合、出願料と優先権主張申請料は出願人に返還しているが、秘密デザイン請求料と出願公開申請料は返還していないため、手数料間の不合理が存在している。

そこで、災害時には登録料などを減免できる根拠を設け、不当に減免を受けた登録料等については追徴するとともに、その出願人の減免優遇を一定期間制限し、秘密デザイン請求料と出願公開申請料を返還対象に含める等、不合理な手数料の規定を改善しようとするものである（案第86条及び第87条）。

法律第            号

### デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第86条第1項に第3号を次のように新設し、同条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

3. 「災害及び安全管理基本法」第3条第1号の規定による災難の発生等、大統領令で定める免除の必要性が認められる場合のデザイン登録出願に関する手数料  
③特許庁長は、第2項による登録料及び手数料の減免を虚偽やその他の不正な方法で受け取った者に対しては、産業通商資源部令で定める内容により減免を受けた登録料及び手数料の2倍額を徴収することができる。この場合、その出願人又はデザイン権者が行うデザイン登録出願又は、そのデザイン登録出願をして受けたデザイン権については、産業通商資源部令で定める 期間の間に第2項を適用しない。

第87条第1項第3号の各目外の部分の本文のうち、「デザイン登録出願料及び優先権主張申請料」を「デザイン登録出願料、優先権主張申請料、秘密デザイン請求料及び出願公開申請料」とする。

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（登録料及び手数料の減免に関する適用例） 第86条の改正規定は、この法律施行後

に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条（登録料及び手数料の返還に関する適用例）第87条第1項第3号の改正規定は、この法律施行後に取り下げ又は放棄したデザイン登録出願から適用する。

**1 - 3 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案**  
(議案番号：2106361)

議案情報システム (2020.12.10.)

**不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2106361）**

議案番号：2106361

提案日：2020年12月10日

提案者：ファン・ウンハ議員外13人

**提案理由及び主要内容**

現行法は事業提案、入札、公募等の取引交渉や取引の過程において、経済的価値を持つ他人のアイデアが含まれている情報を、その提供目的に違反して自分や第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、又は他人に提供して使用させる行為（以下「奪取行為」という。）を不正競争行為の類型として規定し、これらの奪取行為をした者に対しては特許庁長等がその違反行為の中止等の是正勧告をすることができるようにしている。

しかし、奪取したアイデアの提供を受け、実質的に使用している他人（第三者）は、現行法上、不正競争行為者に該当しておらず特許庁長等は、その他人に是正勧告及び是正勧告事実の公表等の処分を下すことができないという問題点がある。

そこで、奪取したアイデアであることを知らずに提供を受けて使用した善意の第三者は除き、奪取したアイデアの提供を受け、営業上の利益を得ている者も不正競争行為者の範ちゅうに含めて行政庁が是正勧告等の処分ができるようにすることで、アイデアの奪取行為に対する死角地帯を無くすためのものである（案第8条第1項）。

法律第 号

**不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案**

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

法律第17529号の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律の一部を次のように改正する。

第8条第1項のうち、「者」を「者（第2条第1号又目の本文により不正競争行為の事実を知

っているか、又は重大な過失で、それを知らずに、該当のアイデアの提供を受けて使用した他人を含む。以下、この条で同じ。）」とする。

## 附 則

この法律は、2021年4月21日から施行する。

### 1 - 4 損害賠償額の現実化に向けた商標法、デザイン保護法、不正競争防止法の改正案が国会通過

韓国特許庁 (2020. 12. 2.)

- 12月に施行(12月10日)される特許法をはじめ、商標・デザイン・不正競争行為・営業秘密など、全ての知的財産における法制に、改善された損害額の算定方式を適用
- 既に導入された3倍賠償制度と結合され、強力な知的財産権の保護が可能

・商標・デザイン権・不正競争行為・営業秘密の侵害に対する損害額の算定方式

- (従来) 権利者の生産能力の限度内で発生した損害のみ賠償、最終的には少額賠償(侵害者の利益>実際の損害賠償額)

→ (改正) 生産能力の限度内で損害賠償額+生産能力を超過した販売数量は、合理的な実施料として追加賠償、(侵害者の利益<実際の損害賠償額)

・法律の公布日から6ヵ月後に施行(2021年6月施行予定)

韓国特許庁は、権利者の生産能力を超えて販売された侵害品についても損害賠償を受けられるようにする、商標法、デザイン保護法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正案が12月1日(火曜)に国会本会議を通過し、来年6月から施行される予定であると発表した。

今回の改正法の主要内容は、侵害行為がなければ実施権契約で権利者が受けられた利益を損害賠償額に含まれるようにしたものである。

これまでは、侵害が大規模に行われても、権利者の生産能力を超えた販売量については、損害賠償を受けることができなかった。これにより、通常の使用許諾契約の締結より侵害行為がむしろ利益になる不合理な状況が続いてきた。

特許庁は、このような不合理を解消するために、5月に「損害賠償額算定方式の改善」を特許法に先に導入（12月10日施行）した。今回の改正案では、大体の知的財産（著作権を除く）における損害賠償額の算定基準が同一であり、特許権、商標権、デザイン権侵害が同時に発生した場合、異なる損害賠償額の算定基準のため発生していた市場の混乱を減らせることになった。

一方、知的財産権侵害について、今回の改正案のように損害額の算定方式とともに3倍賠償制度を導入した国は、米国（※）に続き、韓国が2番目である。特に、このような制度を成文法に全て反映した国は、韓国が唯一である。

※米国の場合、3倍賠償は特許法などに規定、損害額の算定方法は判例で定立

今後改正された損害賠償額の算定基準が3倍賠償と結合し、悪意・意図的に行われる大規模な侵害行為から知的財産を強力に保護することができると期待される。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正で知的財産の価値がまともに認められる土台が築かれ、今後は訴訟過程において3倍賠償制度と改善された損害額の算定方式の実効性を高めるために、韓国型のディスカバリー制度を推進する予定である」とし、「韓国型のディスカバリー制度の手続きについて、一部の半導体業界が懸念する事項に対し、関連業界など幅広く疎通して補完策を設けるなど、現在韓国の実情に適合した制度になれるよう取り組んでいきたい」と述べた。

## 1-5 拡張・仮想現実のデザインも保護できる

韓国特許庁（2020.12.3.）

### デジタル、非対面産業の発展に向けた新技術の デザイン保護に対する法律的支援体系を構築

韓国特許庁は新技術基盤の画像デザインを独立的に保護するために、関連法令であるデザイン保護法の改正を推進すると発表した。

現行のデザイン保護法は、画像デザインが物品に表示された場合のみ保護することができ、外部の壁面や空間上に投影される画像デザインは、デザインで登録することができなかった。



最近、デジタルイノベーション時代を迎えて拡張現実（AR）、仮想現実（VR）のような新技術が融合された新しい種類のデザイン製品が発売されており、グローバル市場でデザインの重要性はますます高まっており、新技術基盤のデザイン産業規模も成長（※）している。

※韓国デザイン振興院の「2019 産業デザイン統計調査」によると、2018 年のデザインの経済的価値は、124 兆 3 億ウォンであり、AR・VR、モノのインターネットなど 18 の主要産業群で新技術のデザインが適用された経済的価値を 17 兆 2 億ウォン（18 の産業群におけるデザインの経済的価値 56 兆 9 億ウォンの 31.6%水準）と推定している。

また、米国や欧州連合は、グラフィックデザイン（GUI（※））、アイコン（Icons）など、新技術基盤のデザインに対する保護を強化しており、韓国企業の新産業創出および海外市場への攻略のために新技術基盤のデザイン保護に対する必要性がさらに高まっている。

※GUI (graphical user interface) : ユーザーがコンピュータと情報を交換する際に、グラフィックを利用して作業できる環境

これにより、画像デザインを新たな保護対象に拡大し、独立的に保護できるように規定し、画像デザインのオンライン伝送および記録媒体（USB、CD）を利用した譲渡・貸与などもデザイン権を使用する行為に含める予定である。

今回、画像デザインの保護に向けたデザイン保護法の一部改正案はソン・ガプソク議員が発議（2020 年 8 月 24 日）して産業通商資源中小ベンチャー企業委員会に上程（2020 年 9 月 18 日）されており、2021 年上半年期の国会議決が予想される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今後コロナの影響により非対面、遠隔サービス市場が大きく活性化されることを考えると、画像デザインに関連する産業（市場）の成長は加速すると予想される」とし、「法令改正を早急に推進し、新技術のデザインの保護を拡大することにより、韓国内外の市場で韓国企業の新技術のデザインに対する産業競争力を強化させる」と述べた。





## 1-6 デジタルサービス分野のさまざまな知財権を一括で取得！

韓国特許庁（2020.12.7.）

改善された特許・実用・商標・デザイン一括審査制度を8日から施行

・スタートアップ企業 A は、教育関連サービスアプリケーションの発売開始に先立ってサービスの名称やコンテンツの提供方法およびアイコンのデザインなどを予め権利化する考えである。「製品」に関連するさまざまな知的財産権を一括で取得できる制度があると聞いたが、「無形のサービスアプリケーション」も製品に該当するかが不明確で申請に迷っている。

・完成品メーカーである B 社は、適用される技術とデザインを変えて高級型の製品と中低価格の製品にラインナップを揃え、新しい事業を開始しようとしている。知財権のポートフォリオを速やかに構成するために一括で審査を受けたいが、それぞれの製品ごとに関連する知財権でまとめて申請しなければならないため不便を感じていた。

韓国特許庁は、デジタルニューディールの推進により、注目されるデジタルサービス分野で、企業がさまざまな知的財産権を一括で取得できるように、申請要件を改善した一括審査制度を8日から施行すると発表した。

一括審査は、特許・実用新案・商標・デザインなどの知的財産権を一括で審査する制度であり、企業が事業を進行する時期に合わせて、知的財産権のポートフォリオを構成することができる有用な手段である。

このような趣旨にもかかわらず、従来は申請要件が「一つの製品」に制限されていて、特許庁に数回訪問しなければならなかったため、利用が低迷していた。

例えば、「製品」に限定されているため部品や設備などのように目に見える形態のみ認められ、スマートフォンのアプリケーションのように形態が見えないサービスに対しては、利用するのが難しかった。

それを解消するために、特許庁は「一つの製品」に関する一括審査申請の要件を「サービスを含む一つの製品群など」に拡大した。

それにより、デジタル融合技術（人工知能、モノのインターネットなど）をもとに非対面化、オンライン化されたプラットフォームサービスなどを準備する企業が簡単で自由に

さまざまな知財権を確保することができるようになった。そして複数の製品については、製品ごとに申請していた不便がなくなり、関連製品を一括でまとめて申請することができるようになった。

また、特許庁に訪問せずに書面で一括審査対象であることを説明できるように手続きを改善し、事業化などのために知的財産権の取得が重要であるスタートアップ（創業後3年以内の中小企業）も一括審査を利用できるように要件を緩和して実効性を高めることにした。

特に、スタートアップ企業が一括審査を受けるために優先審査を申請すると申請手数料を70%減免する。

特許庁の特許審査制度課長は、「改善された一括審査制度は、新しいアイデアに基づいてサービス事業を構想している中小企業などが、さまざまな権利を簡単かつ迅速に確保できるようにし、強力な知的財産権ポートフォリオを構成するために貢献すると期待している」と述べた。

#### 1-7 損害賠償額の現実化に向けた特許法の改正法を施行

韓国特許庁（2020.12.10.）

損害額の算定方式を改善して3倍賠償制度の効果を最大化する見通し  
中小ベンチャー・スタートアップが保有する革新的なアイデアの保護強化を期待  
IP5の中で特許法上、唯一の特許侵害に対する損害賠償システムを構築

- ・特許権侵害に対する損害額の算定方式
- （従来）特許権者の生産能力を超えない範囲での損害のみ賠償、結局は少額賠償になる（侵害者の利益>実際の損害賠償額）
- （改訂）生産能力の限度内での損害賠償+生産能力を超過する販売数量は合理的な実施料として追加賠償、（侵害者の利益<実際の損害賠償額）

韓国特許庁は、特許権者の生産能力を超える特許侵害者の製品販売も損害賠償させる特許法の一部改正法が12月10日（木曜）に実施されると発表した。

従来は、特許権者の製品の生産能力が100個である場合、侵害者が10,000個の侵害製品を市場に販売しても、特許権者は本人の生産能力（100個）を超える9,900個の製品に対するまともな損害賠償を受けることができなかった。

つまり、権利者の生産能力の範囲を限度に損害額を算定するため、正常的な使用許諾契約を締結することよりも権利を侵害するのが、むしろ利益になる不合理な状況が続いた。

特許法の一部改正法律が施行されれば、特許権者は、これまで損害賠償の対象ではなかった残りの 9,900 個についても、特許発明の合理的な実施料として計算して損害額に認められることができる。

※（現行）特許権者の生産能力の範囲×単位当たりの利益額

※※（改訂）（特許権者の生産能力の範囲×単位当たりの利益額）+（超過分×合理的な実施料率）

今回改正された算定方式は、米国、英国、フランスおよび日本などの主要先進国でも認められている方式である。ただし、世界の知的財産分野をリードする IP5（韓国、米国、欧州、中国、日本）の中で、改正した損害額の算定方法と 3 倍賠償を同時に特許法として明文化した国は、韓国が唯一である。

注目すべき点は、侵害者が販売した全ての侵害品について損害額の算定が可能となり、故意的な侵害の場合、最大 3 倍までの損害賠償責任が課されるという点である。これにより、悪意的、故意的に行われる大規模な侵害行為から特許権を強力に保護できると期待している。参考までに、同じ内容の商標法、デザイン保護法、不正競争防止法の一部改正案が 12 月 1 日に国会本会議を通過した。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「特許法の一部改正法律の施行は、2019 年から施行された 3 倍賠償制度とともに、本格的に民事的制裁が強化されるという点で意味がある」とし、「さらに訴訟過程における知財権侵害の損害賠償額を算定する際に、その実効性を高めるため、韓国型証拠収集手続きの導入を推進する計画」であり、「一部の半導体業界が懸念する事項について、関連業界などと幅広く疎通して補完策を設けるなど、韓国の事情に合わせた適切な制度になるように努力する」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 第20回特許庁長官会合で日中韓+ASEANと協力することを合意

韓国特許庁（2020.12.2.）

日中韓特許庁長官、ASEAN協力に向けて手を組む！

韓国特許庁は、2019年12月1日（火曜）午後4時、ソウルのインターコンチネンタルCOEXホテルで「第20回日中韓特許庁長官会合」をビデオ会議で開催した。

日中韓の3カ国は、特許審査情報の交換、特許制度の調和に向けて2001年から協力を開始して以来、毎年特許庁長官会合を開催してきており、2020年で20回目の特許庁長官会合を迎える。

3カ国の特許庁は、ここ20年間の特許、情報化など6つの協力分野別に専門家会議を開催し、出願人が知的財産権を早期に獲得し、獲得した権利について十分に保障を受けることができるよう、知的財産の保護水準を強化するために努力してきた。

その結果、全世界の特許出願のうち3カ国の出願が占める割合は、2001年の約40%から現在は約60%まで増加し、同期間の商標出願は約10%から約60%に著しく増加した。これにより、日中韓は名実ともに、世界最大の知的財産における経済圏に成長した。

日中韓は、2020年に協力20周年を迎えたことを記念して、下記のような事項を主要課題とする今後10年間の協力ビジョンを策定し、今後日中韓首脳会談を開催する際に、同ビジョンを採択することに合意した。

第一、デジタルトランスフォーメーション、新型コロナウイルスなどのような新たな課題に共同対応し、革新的な技術を創出・保護するために3カ国の審査制度と慣行を改善させる。

第二、各国が保有している特許情報について、アクセス性と活用度を向上して、3カ国の技術発展とイノベーション成長を図る。

第三、日中韓+ASEANの知的財産における協力を推進し、ASEANとの知的財産格差の解消に寄与する。

特に、今回の会合は、11月15日に日中韓の3カ国が参加した、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が最終的に署名され後に初めて3カ国の特許庁長官がASEANとの協力を議論した場であることで意味深い会合である。

RCEPには83条項に及ぶ知的財産条項が盛り込まれており、ASEAN諸国がそれを履行するためには、自国の知的財産法令の大々的な改正作業を行わなければならないが、知的財産インフラが脆弱なASEAN諸国は、法令の改正に多大な時間と努力を費やさなければならない。

そこで日中韓3カ国は、ASEANの知的財産法令の改正、制度導入などを支援するための日中韓+ASEANの知的財産協力を推進することにし、その後に実務者間の協議を通じて詳細な議論を続けていくことにした。

韓国特許庁長は、今回の会議を「3カ国がASEANと相互成長するために何をすべきかについて、具体的に議論した最初の特許庁長官会議である」と評価し、「3カ国の特許庁が協力と競争を通じて、アジア全域を、世界で最も知的財産にやさしいイノベーション生態系にしていきたい」と今後の抱負を述べた。

## 2-2 「江原南部地域における中小企業の知財権相談は太白で

韓国特許庁（2020.12.4.）

### 江原南部知識財産センター看板上掲式を開催

韓国特許庁は、12月4日（金曜）午後2時から太白（テベク）商工会議所（江原道太白市）で「江原南部知識財産センター」の看板上掲式を開催すると発表した。

看板上掲式には、韓国特許庁長、国民の力党の国会議員、江原道経済副知事、太白市長、太白市議会議長、太白商工会議所会長などが参加する予定である。

今回の看板上掲式は、従来の「太白知識財産センター」が「江原南部知識財産センター」に名称が変わったため開催された。

江原南部知識財産センターは、2018年に比べて約4倍増加した予算（※）に基づき、2020年から管轄地域を既存の太白、三陟（サムチョク）、旌善（チョンソン）から江陵（カンヌン）と東海（トンヘ）まで拡大し、「中小企業のIPダイレクト支援」（※※）サービスの他、「IPナレ（翼）プログラム」（※※※）まで支援している。

※2018年1億5,000万ウォン → (2020年) 6億1,000万ウォン

※※企業の IP に関する苦情を随時に相談・解決する緊急支援サービス

※※※創業企業が初期の IP 問題を解決して安定的に市場に参入できるようにし、中小・中堅企業に成長するように支援する知的財産能力の強化支援プログラム (コンサルティング、IP ポートフォリオ作成など)

これにより、既存の江原知識財産センター (江原道原州市) とのアクセスが悪くて不便だった、太白、三陟、旌善、江陵、東海など、江原南東地域に所在する中小企業が、より便利に知的財産サービスを受けることができるようになることを期待している。

また、特許庁は、江原南部知識財産センターの他に、7カ所 (※) の知識財産センターも管轄地域と支援事業を拡大して、地方の中小企業に特化した密着型の知的財産サービスを支援している。

※京畿南部 (水原)、江原南部 (太白)、忠南西部 (西山)、忠北北部 (忠州)、慶南西部 (真珠)、慶北北部 (安東)、慶北西部 (亀尾)

## 2-3 特許庁、2021年の予算を6,060億ウォンに確定

韓国特許庁 (2020.12.7.)

IP 金融、IP 専門人材の育成、韓国内外での知的財産保護に対する支援強化

- ・ 高品質の審査および審判処理の支援 (764 億ウォン) ・ 特許担保融資の回収支援 (93 億ウォン)
- ・ 特許基盤の研究開発に対する戦略支援 (286 億ウォン) ・ 知的財産に注力する大学を新たに指定 (18 億ウォン)
- ・ 韓国内外での知的財産保護 (314 億ウォン) ・ 市民参加型予算 (34 億ウォン) などに集中投資

韓国特許庁は、2021年度予算が2020年の予算に比べて3.4%(210億ウォン)減の6,060億ウォンに確定されたと発表した。

※特許庁予算 (純計) : (2020年) 6,270億ウォン → (2021年度予算) 6,060億ウォン (210億ウォン減)

2021 年度の予算は歳入項目のうち、公共資金管理基金に預託した資金の回収額が減少され、2020 年の予算よりやや縮小されたが、知的財産創出・保護などにおける主要事業費は 2020 年本予算に比べて 251 億ウォン増の 3,527 億ウォンが編成された。

※公共資金管理基金の預託金回収：(2020 年) 1,008 億ウォン→(2021 年度予算) 285 億ウォン (723 億ウォン減)

※主要事業費：(2020 年) 3,276 億ウォン→(2021 年度予算) 3,527 億ウォン (251 億ウォン増)

2021 年度の予算は、「強力な特許」を強みとする中小企業が世界市場に進出するために、①高品質の審査・審判支援、②特許担保融資の不良債権による回収支援、③技術自立に向けた特許基盤の R&D 戦略支援、④IP 専門人材の育成に向けた知的財産専門大学、⑤韓国内外の知的財産保護などに対する投資を強化した。

特許・論文などの技術文献が急増しており、新型コロナの影響のため非対面のオンラインショッピングモールを中心に卸・小売業の商標出願が増加しているため、高品質の審査・審判サービスの支援に 764 億ウォンを編成した。

※審査・審判処理の支援：(2020 年) 750 億ウォン→(2021 年度予算) 764 億ウォン (14 億ウォン増)

※特許出願 (件)：(2016 年) 20 万 8,830→(2017 年) 20 万 4,775→(2018 年) 20 万 9,992→(2019 年) 21 万 8,975

※商標出願 (件)：(2016 年) 18 万 1,606→(2017 年) 18 万 2,918→(2018 年) 20 万 341→(2019 年) 22 万 1,507

IP 基盤の中小・ベンチャー企業のための資金調達支援を拡大した。

知的財産金融市場の規模 (2019 年) が 1 兆 3,500 億ウォンに成長し、中小・ベンチャー企業が特許を担保にして事業化資金を調達できるよう、特許価値の評価費用に 96 億ウォンを編成した。

※知的財産金融の規模：(IP 担保) 4,331 億ウォン、IP (保証) 7,240 億ウォン、(IP 投資) 1,933 億ウォン

※知的財産評価の支援：(2020 年) 72 億ウォン→(2021 年度予算) 96 億ウォン



特許担保融資を受けた後に債務不履行が発生すると、政府・銀行が共同出捐金で担保を買収して銀行の回収リスクを軽減するために、担保の産業財産権を買収・活用する事業を拡大した。

※担保の産業財産権を買収・活用：(2020年) 38億ウォン→(2021年度予算) 93億ウォン (55億ウォン増)

「知的財産の専門人材育成に注力する大学」を新たに選定し、知的財産市場を支える IP 専門人材を育成する計画である。

教育部の地域イノベーションプラットフォーム事業と連携し、地域産業の特性を反映した IP 融合専攻 (IP ビッグデータ・IP 金融・IP 経営) を大学 (院) 内に新設・運営する。

※知的財産専門人材の育成に注力する大学：(2020年) - →(2021年度予算) 18億ウォン (3つの大学×6億ウォン)

素材・部品・設備分野の技術自立のために、中小・中堅企業における特許基盤のカスタマイズ型特許戦略 (IP-R&D) および感染症への対応、非対面技術など、ポストコロナ時代の成長動力分野に対する R&D も支援する。

※特許基盤の研究開発に対する戦略支援 (IP-R&D)：(2020年) 228億ウォン→(2021年度予算) 286億ウォン

韓国企業の海外進出を拡大させるため、「海外のオンライン偽造商品流通への対応」国家を既存の中国から ASEAN および台湾に拡大し、ロシアに新しく IP-DESK を開所して海外での特許紛争に対する警告状対応など、知財権紛争に対する戦略支援も拡大した。

※K-ブランド保護基盤の構築：(2020年) 27億ウォン→(2021年度予算) 40億ウォン

※国際知財権紛争対応の戦略支援：(2020年) 90億ウォン→(2021年度予算) 108億ウォン

オンライン偽造商品の取引が新型コロナにより増加したため、韓国国内のオンライン偽造商品に対する在宅モニタリング団を拡大した。

※偽造商品に対する在宅モニタリング団：(2020年) 11億→(2021年度予算) 16億ウォン (5億ウォン増)

また、中小企業の営業秘密保護に対する支援を強化する。そのため、営業秘密が流出された場合、民・刑事訴訟に必要な初期の流出証拠を確保するために被害企業（PC など）を対象にしたデジタルフォレンジック（※）実施の項目に新規で 12 億ウォンを反映した。

※デジタル機器により発生した特定行為の事実関係を法的証拠力が持てるように糾明し、証明するための手続きおよび方法

※営業秘密の流出被害を経験した企業の 98%が、証拠確保に苦勞している。

市民参加型予算には 3 事業 34 億ウォンを新たに編成した。

シニア退職人材の特許基盤技術による創業を支援（20 チーム）し、人工知能技術の特許ビッグデータ分析に活用して、産業・経済発展の戦略策定を支援し、小・中・高の発明教育センターの教育環境（10 か所）も改善する。

※シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援 9 億ウォン、特許を中心にした有望な R & D 分野の診断や活用基盤の構築 15 億ウォン、発明教育センターの環境改善 9.7 億

特許庁の企画調整官は、「優秀な特許を創出・活用しようとする革新的な中小・ベンチャー企業などに実質的に支援するため、2021 年の予算が増額されたため、2021 年の予算が迅速に執行されるように、事前準備を徹底に行っていきたい」と述べた。

#### 2-4 2020 韓国知識財産協会（KINPA）の年次カンファレンスを開催

韓国特許庁（2020.12.8.）

「企業の知的財産戦略」をテーマにオンライン開催  
「GemVax&KAEL」の常務など 6 人、2020 年の「特許エンジニア」に選定  
HYUNDAI MOBIS など 2 社は、2020 年の「知的財産経営企業」に選定  
「職務発明補償制度の分析」などをテーマに発表

韓国特許庁と韓国知識財産協会は 12 月 8 日（火曜）から 10 日（木曜）までに、「2020 韓国知識財産協会（KINPA）年次カンファレンス」（※）をオンラインで開催すると発表した。

※会員企業の IP 競争力を強化するため、IP 分野の全領域にわたる相互協力策について議論、共同研究などを行う産業界の自律協議体

本カンファレンスは、韓国知識財産協会が一年間の活動を仕上げて大・中小企業間における知的財産経営のノウハウを共有し、協力する場を設けるために開催される毎年恒例の行事であり、2020年は新型コロナウイルスの拡散防止のために3日間オンラインで実施され、オンライン参加申込 (<http://www.kinpa-conference.co.kr>) のウェブサイトを通じて、知的財産に興味のある誰もが無料で参加することができる。

今回のカンファレンスでは、LG化学の専務が「特許競争力の確保に向けた企業IP組織の構成と運営」をテーマに基調講演をする予定である。

IP組織固有のミッションは何か、なぜ会社内で必ず独立すべきか、企業内で他の類似組織とどのように差別化されてIP組織ならではの特別な価値を提供することができるかについて発表する。

カンファレンスは、パネルセッション、専門家セッション、CIP0セッションなど、さまざまな形に構成されて、動画で主題発表とリアルタイムの質疑応答を行う。

初日のパネルセッションには、「職務発明補償制度の分析と改善策」をテーマにキム・ウンジン弁護士（サムスン電子）、イ・ジヨン判事（特許法院）、キム・イルギョ課長（特許庁）、ユン・ソンフイ教授（漢陽大学）、チョン・チャホ教授（成均館大学）、ナム・ムンギ弁護士（法務法人太平洋）が参加し、2日目は、「模倣品およびその進化形に対する対応戦略」、3日目は、CIP0 Talkをテーマにした知的財産の懸案に対する専門家議論が行われる。

専門家セッションはテーマ別で発表を行い、コネクテッドカーと自律走行事例（Mike Gruber、Hoffmann Eitle）、COVID-19時代における個人用防護具（PPE）に関する特許および戦略分析（William Mansfield、LexisNexis）、中国における営業秘密保護の現状および保護方法（リ・インヤン所長、Li&N Intellectual Property）など、韓国内外の後援者が最新の知財権動向を共有する予定である。

その他にも、事例分析を通じたAI特許確保策（SK telecom）、人工知能に関する知的財産権関連 이슈（特許庁人工知能ビッグデータ審査課）、許可-特許連係制度と医薬品業界の未来（韓国ユナイテッド製薬）など、有益なテーマが取り上げられる予定である。

一方、当日のカンファレンスでは、知的財産経営戦略とノウハウ共有・拡散に寄与した企業と研究者にそれぞれ授与される「今年の知的財産経営企業賞」、「今年の特許技術賞」の授賞式も同時に行われる。

「今年の知的財産経営企業賞」には、HYUNDAIMOBIS と KT&G が選ばれ、「今年の特許技術賞」には、GemVax&KAEL の常務、LG 電子の責任研究員、韓国人参公社のパート長、Mando の責任マネージャー、 SEOYON E-HWA の上級研究員、現代自動車のパート長が受賞した。

特許庁長は、「最近、新型コロナウイルスによりデジタルトランスフォーメーションが加速しているため、新技術とイノベーションのアイデアに対する知財権保護がさらに重要になっている」とし、「急変する産業環境の中で、大企業と中小企業が知的財産のノウハウを共有し、共存できるよう協力の場を設けることに取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-5 特許庁、2020 海外進出における IP 戦略カンファレンスを開催

韓国特許庁 (2020. 12. 8.)

海外のオンライン市場での模倣品流通など、主な知的財産権紛争について議論

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、「2020 海外進出における IP 戦略カンファレンス」を 12 月 10 日 (木曜) 午後 1 時 30 分からオンラインで開催すると発表した。

「非対面時代、海外の主要電子商取引プラットフォームの知財権政策および活用策」をテーマにした今回の行事は、海外のオンライン市場に進出しようとする企業が必ず知っておくべき知財権情報を提供するために企画された。

全ての講演が YouTube で生中継され、参加者は事前に時間割を確認してから、興味のある講演を選んで聞くことができる。一部の講演は当日にしか中継されないため、必要な情報があれば当日にアクセスして視聴しなければならない。

今回の行事は、韓国企業が多く進出する市場である北米、中国、新南方 3 圏域に分けて行われる。特に海外市場に参入するために Amazon や Alibaba、Shopee への出店を検討している輸出企業であれば、今回の行事に注目する価値がある。Amazon global selling Korea、Alibaba Group、Shopee Korea が直接、プラットフォーム上の知財権保護要領を紹介するからである。

eBay、JD ドットコム、LAZADA など、他のプラットフォーム上の知財権情報も現地の弁護士講演で確認することができる。また、企業の知財権専門家は、実際のオンライン市場での紛争経験を共有し、参加者の理解度を高める予定である。カンファレンスの参加者は、講義の途中でもコメントで質問をし、講演が終了した後に講演者から回答を受けることができる。

今回の行事は、ウェブサイト (<http://ipconference.or.kr>) を通じてリアルタイムで視聴することができる。事前登録をすると、12月9日から講演資料と「北米・中国・新南方における電子商取引プラットフォームガイド」など、有用な情報をダウンロードできる。

事前登録は、行事の開催日の午前までにウェブサイトで申し込むことができ、詳細についてはカンファレンス運営事務局 (+82-2-546-8216、[fairinsal@naver.com](mailto:fairinsal@naver.com)) に問い合わせればよい。

特許庁の産業財産保護支援課長は「オンライン市場は模倣品流通や商品画像の盗用のような知財権侵害に対して比較的脆弱であるため、予防と対応策を事前に熟知しておく必要がある」とし、「企業の立場から考えて準備した今回の行事を通じて、韓国の輸出企業がより安全に、海外のオンライン市場に進出することを希望している」と述べた。

## 2-6 特許庁のキャラクター、キキ・ポポと一緒に出願・登録・国際出願に関するオンライン合同説明会を開催

韓国特許庁 (2020. 12. 9.)

韓国特許庁は、企業の知的財産権担当者、弁理士業界の従事者、一般人などを対象に、韓国国内外における出願および登録事項に関するオンライン合同説明会を12月14日(月曜)午後2時に生中継で開催する。

新型コロナウイルスのパンデミックで世界経済が低迷しているにも関わらず、2020年10月までの出願件数は、2019年の同期に比べて特許出願2.3%(17万4,332件)、商標出願14.5%(20万8,630件)、PCT出願3.7%(1万5,231件)、マドリッド国際商標出願9.9%(1,241件)が増加するなど、韓国の知的財産権に対する出願件数が歴代最高値を更新した。

そこで特許庁は、今回の説明会を通じて知的財産権の早期権利化に向けた環境を造り、出願および登録関連法・制度の改善事項、国際出願制度など、知的財産権を確保するための有用な情報を提供する計画である。

ただし、新型コロナウイルスのパンデミックのため、これまではオフラインで開催してきた説明会を、今回の下半期は非対面のオンライン合同説明会に転換して開催する。これにより、新型コロナウイルス感染の拡散を防止し、さらに現場参加が難しかった地方の個人、企業、弁理士業界の関係者などともコミュニケーションする時間を持つことになる。

主要内容としては、出願手続きの理解、登録方式審査の理解、PCT（注1）制度の理解および ePCT（注2）の利用、マドリッド国際出願（注3）の理解、ハーグ国際出願（注4）の理解などで構成される。制度の内容などの該当分野の説明は、特許庁のキャラクターであるキキとポポが、質疑応答は担当の実務者が行う予定である。

今回の説明会では、韓国国内外の出願および登録制度の内容だけでなく、2020年における最新の変更点も含めており、知的財産権に初めて接する一般の参加者だけでなく、知的財産権の変更に敏感な企業の知的財産権担当者と弁理士業界の従事者などにも実質的に役に立つと期待している。

特許庁の情報顧客支援局長は、「新型コロナウイルスが招いたデジタル時代には、これまで以上に知的財産権の迅速な権利化が重要である」と強調し、「特許庁は、韓国企業および国民の創造的な技術アイデアが国内の知財権確保はもちろん、グローバル知財権の迅速な確保にもつながるように積極的に支援したい」と述べた。

一方、説明会の参加申込など、詳細な内容については、特許庁のウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）で確認することができ、それに関するお問い合わせは、特許庁国際出願課（+82-42-481-5209）にすればよい。

注1 PCT (Patent Cooperation Treaty) 国際出願制度：一つの特許出願書でPCT条約に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2020年11月現在153カ国が加盟）

注2 ePCT：S/Wをインストールせずに、ウェブ上でPCT出願書の作成および提出、リアルタイムでの出願進行状況を照会できる国際知的所有権機関（WIPO）が提供しているPCT情報システム

注3 マドリッド制度：一つの商標出願書でマドリッド議定書に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2020年11月現在123カ国が加盟）

注4 ハーグ制度：一つのデザイン出願書でハーグ協定に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2020年11月現在74カ国が加盟）

## 2-7 中小企業ベンチャー部-特許庁、技術（知的財産）取引の活性化のために連携

韓国特許庁（2020. 12. 10.）

- 知的財産権取引市場の活性化および技術取引プラットフォームの連携に向けて、中小企業ベンチャー部（技術保証基金）-特許庁（韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院）間の業務協約を締結
- 部処協力型の技術取引を支援する体系の構築について発表

\* 協力型技術取引の仮想事例：スタートアップのゲーム会社である A 社は、仮想現実ゲームを開発する過程の中で技術の限界を感じ、外部技術の導入を推進した。しかし、適切な技術を見つけられず、資金不足で困難な状況にあったため、技術保証基金に相談した。技術保証基金の紹介で韓国発明振興会の知的財産取引所は、A 企業が開発しているゲームに最も必要な仮想現実の特許技術を推薦して取引を仲介し、韓国特許戦略開発院は、特許技術の商用化への追加支援を行った。技術取引が成立した後に技術保証基金の保証で資金も確保した A 企業は、競合企業より早く仮想現実ゲーム市場に進入することができ、市場の新たな強者としての強固な成長を続けて行けるようになった。

中小ベンチャー企業部と特許庁は、技術保証基金、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院とともに 12 月 10 日（木曜）午後 4 時、韓国発明振興会の大会議室で技術（知的財産）取引の活性化に向けた業務協約を締結したと発表した。

今回の業務協約は、経済政策の方向（※）（拡大経済関係長官会議（2019 年 12 月）、第 5 回非常経済中央対策本部会議（2020 年 5 月）および国政懸案点検調整会議（2020 年 10 月）で発表した「知的財産（IP）取引の活性化対策」の後続措置として設けられたものである。

※ 「2020 経済政策の方向」：生産性の基盤となる知的財産取引市場の活性化を推進  
→ 供給者-需要者間のマッチングを支援するため、機関別の技術取引プラットフォームを連携した知的財産取引市場の構築を推進

※ （2020 下半期の経済政策の方向）：知的財産市場の活性化に向けた IP 取引市場の構築育成  
→ 中小企業ベンチャー部・特許庁・技術保証基金・韓国発明振興会間の MOU 締結などにより知的財産取引市場を構築



今回の業務協約の目的は、技術取引分野の機関が相互の強みをもとに協力型の技術取引システムを構築し、外部技術の導入を希望する企業にワンストップの技術取引サービスを提供することである。

具体的には、技術保証基金は全国 68 の営業ネットワークを活用して中小企業の技術導入への需要を発掘し、技術を移転する企業に IP の買収、商用化、事業化資金の保証などの支援を行う。

韓国発明振興会の知識財産取引所は、企業の成長戦略をコンサルティングし、その企業に必要な最適の特許技術を探して推奨することで、取引が成立するように仲介を支援する。

韓国特許戦略開発院は、技術（特許）が大学や研究機関の所有である場合、特許が実際に商用化されるかどうかについて確認するために、試作品の製作および試験・検証を行う。

特許庁と中小企業ベンチャー部は、このような協力型の技術取引システムが滞りなく運営できるように予算や政策的な支援を提供する予定である。

それに加え、技術取引プラットフォームである中小企業ベンチャー部（技術保証基金）の Tech-Bridge（※）と特許庁（韓国発明振興会）の IP-Market（※※）に登録された技術関連の需要および供給情報について相互連携し、共有する予定である。

※技術保証基金が運営するオン・オフライン融合型の需要を基盤にする中小企業技術取引プラットフォーム

※※韓国発明振興会が運営する O2O（online-to-offline）の IP 取引プラットフォーム

このような協力体系が構築されれば、技術導入に対する需要の発掘、仲介、商用化の検証、資金支援などの一括サービスが企業に体系的に提供される。

これまで企業は外部技術の導入を希望しても、どの機関が、どのような取引サービスを提供しているのかを容易に理解することができなかった。また、各機関をいちいち訪問しなければならなかったため不便を感じていた。

今回協力型取引システムを構築することで、企業側は技術取引に関する複数のサービスを、より簡単に受けることができるようになり、技術取引が活発になると予想される。

特許庁長は、「今回の取引に関連する公的機関との協力体系の構築は、部処間の協業を通じて、技術取引の活性化を推進することに意味がある」とし、「今後、知的財産の取引を活性化するために、このような協業モデルについて他の部処とも協議して、さらに拡大していく計画である」と述べた。

また、中小企業ベンチャー部の次官は「革新的な中小企業が技術を媒介にして、新たなイノベーションを成し遂げ、さらには国の新たな競争力になれるように最大限支援していきたい」とし、「中小企業は、外部技術を、取引を通じて速やかに確保することで、Withコロナ時代の急変するイノベーション・トレンドに追いついていかなければならない。中小企業ベンチャー部と特許庁が構築した技術取引プラットフォームと支援事業の連携を通じて、中小企業の開放型イノベーションが加速することを期待している」と強調した。

## 2-8 知的財産分野における政府開発援助、官民協力モデルを構築する！

韓国特許庁（2020.12.14.）

### 特許庁-グッドネーバーズ・グローバルインパクト、 開発途上国の持続可能な発展を支援するための業務協約を締結

韓国特許庁と財団法人グッドネーバーズ・グローバルインパクトは、12月11日（金曜）午前11時に韓国知識財産センターの大会議室で知的財産分野におけるODA協力に向けた業務協約を締結する。

今回締結した業務協約の目的は、両者間の協力を強固にするとともに、適正技術（※）を開発しても、その技術の拡大・普及に苦勞していた既存事業の限界を克服し、開発途上国に適正技術を活用した事業化の機会を提供することで、経済的な自立基盤を設けることである。

※適正技術：地域の環境と特性を考慮して設計された技術であり、先端技術に比べて低コストで実現することができ、最貧国と開発途上国に適した技術を意味する。

特許庁は、2010年度から開発途上国の要請に応じて、特許情報を活用した適正技術を開発し、試作品を製作する国際知的財産共有事業を実施しており、アフリカのチャドでサトウキビ炭の製造技術とマンゴの乾燥技術事業の開始後10年間、14カ国に26件の適正技術の開発を支援し、開発途上国から高く評価されている。

グッドネーバーズ・グローバルインパクトは、開発途上国の社会的な経済開発事業を専門的に行う財団法人であり、現地の協同組合の活用や社会的企業の運営などを通じて、開発途上国の持続可能な経済的自立を支援している。

特に、韓国国内第1号の適正技術 G-Saver (※) をモンゴルに拡大・普及するために、現地に社会的企業を設立して有害ガスの排出削減、雇用創出など多くの成果を出した事例がある。

※韓国式オンドルの原理に基づいて製作した蓄熱気であり、既存のストーブに付着して燃料の消費量を40%以上削減する技術

当日締結した業務協約をきっかけに、特許庁は開発途上国の現地の状況や事業性を考慮した適正技術を開発し、グッドネーバーズ・グローバルインパクトは現地の協同組合の活用、または社会的企業の設立・運営などを通じて、適正技術の現地への普及を支援する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「両機関の専門性を積極的に活用し、事業の相乗効果を高める一方、知的財産の ODA 分野において、官民協力モデルが成功するように積極的に努力していきたい」と述べた。

## 2-9 特許満了日が迫っている物質特許を一目で確認！

韓国特許庁 (2020.12.14.)

2021年に存続期間が満了する予定である、物質特許の詳細情報296件を公開

韓国特許庁は2021年に存続期間が満了する物質特許(※)のうち、分析日(2020年10月10日)基準で消滅登録されていない特許の詳細情報を盛り込んだ、「2021年存続期間満了予定の物質特許情報集」を発刊したと13日に発表した。

※物質特許とは、新規な物質自体に付与される特許として、一般的な化学物質の他に遺伝子、DNA断片、タンパク質、微生物などを含む。

この冊子は、民間部門の自生的な価値の創出を支援するために発刊され、特許庁は物質特許の存続期間が本格的に満了し始めた2007年から、存続期間の満了が迫った物質特許に関する情報を民間に定期的に提供している。

物質特許は、経済波及効果が大きい中核/基盤技術として、改良物質や新たな用途の開発などによって、新しい価値を創出することができ、特許料が登録維持期間に比例して増加することを考慮すれば、権利を途中で放棄せずに存続期間が満了する物質特許の活用価値は非常に大きいと評価できる。

今回発刊された物質特許情報集によると、2021年に存続期間が満了される物質特許は計296件で、技術分野別では医薬が124件(42.0%)で最も多く、その次にバイオ80件(27.0%)、化学素材(21.6%)、殺虫剤(6.4%)、化粧品(3.0%)の順であった。

その中には、抗悪性腫瘍剤「スーテントカプセル」の主成分であるスニチニブリンゴ酸塩、抗血小板剤「ブリリント錠」の主成分であるチカグレロル、消化性潰瘍治療剤「デキシラントDRカプセル」の主成分であるデクスランソプラゾールなど、広く知られている医薬物質も多数含まれている。

この情報集には、抄録、代表請求項、存続期間の延長可否、存続期間の満了日、特許権の権利変動事項などの基礎情報が漏れなく収録されており、特に挿入されたQRコードで、その特許に対する細部情報はもちろん、現在の正確な権利変動事項と特許登録公報まで簡単に確認することができる。

特許庁の有機化学審査課長は、「今回公開される物質特許情報が民間部門の研究開発(R&D)を促進させ、新しい価値創造に向けた基礎になるだけでなく、無駄な特許紛争の予防にも役立つと期待している」と述べた。

今回発刊された物質特許情報集とともに公開された物質特許情報は、特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)の「冊子/統計>刊行物>その他の情報」やKIPRISのウェブサイト(www.kipris.or.kr)で確認することができる。特許庁は、これからも存続期間が満了する物質特許の詳細情報を継続的に公開する計画である。

## 2-10 韓国型証拠収集制度の導入に向けた、中小ベンチャー企業との懇談会を開催

韓国特許庁(2020.12.15.)

特許侵害立証への負担を軽減し、中小ベンチャー企業の技術保護を強化すると期待

韓国特許庁とベンチャー企業協会は、韓国型証拠収集制度の導入について中小ベンチャー企業の意見をヒアリングするため、12月16日(水曜)午後1時にソウルエルタワーで懇談会を開催する。

2019年11月にベンチャー企業協会がベンチャー企業を対象に実施した、韓国型証拠収集制度の導入希望に関するアンケート調査で、回答企業141社のうち110社(78%)が賛成という結果となり、中小ベンチャー企業が証拠収集制度の改善に対する関心が高いことが分かった。

※賛成110社(78%)、まだ分からない29社(20.6%)、反対2社(1.4%)

今回の懇談会で特許庁は、知的財産保護政策の現状と韓国型証拠収集制度を盛り込んだ特許法改正案(※)について説明し、制度に対する中小ベンチャー企業の意見と知的財産に関する建議事項を聴取する予定である。懇談会は新型コロナの状況を考慮し、現場の出席人数は最小限にしてYouTubeで生中継する予定である。

※共に民主党のキム・ジョンホ議員(8月24日)、イ・スジン議員(9月24日)が代表発言

韓国型証拠収集制度の導入は、知的財産権侵害訴訟において証拠確保が難しいという問題(※)を解消するためのものであり、「専門家事実調査」の導入と既存の「資料提出命令制度」を補完する方向で推進している。

※特許侵害訴訟を経験した企業の80%以上が、提訴前・後の証拠収集に困難を感じ、強力な証拠収集制度が必要であると回答(2020年1月のアンケート調査)

専門家事実調査は、裁判所が中立的な専門家を指定して侵害者の工場、オフィスなどで事実調査をする制度である。一般的に市販されている製品は、特許権者がそれを購入し侵害可否を調べることができる。

しかし、企業の内部でのみ使用されているB2B製品、製造方法などは侵害の現場を調査しなければ証拠を確保することができないため、ドイツ、日本などでは専門家事実調査制度を運営している。

制度の乱用を防ぐために、裁判所は侵害の可能性、調査の必要性、調査を受ける企業側の負担などを考えて調査開始を決定する。また、調査を受ける企業側の営業秘密が流出されないように、調査過程には専門家のみ参加に制限し、専門家が秘密保持義務を違反した場合には刑罰を科す規定が設けられた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「韓国型証拠収集制度が導入されると、訴訟能力が不足している中小ベンチャー企業も特許侵害を立証しやすくなるため、技術保護が強化されると期待している」とし、「ただし、専門家事実調査制度に対する半導体業界の懸念については、業界との十分なコミュニケーションを行ってから、韓国の実情に適した制度に作っていきたい」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

#### 5-1 コロナ感染防止、テーブルパーティション関連の特許出願が急増

韓国特許庁（2020.12.1.）

パーティションの特許出願がUP！ K-防疫もUP！

・2020年の大学入試試験で机ごとに飛沫を防止するためのパーティションが設置されるなど、新型コロナウイルスによりパーティションに対する関心と需要が高まる中、ウイルス感染をブロックすることができるテーブルパーティション関連の特許出願が急激に増加したことが分かった。

・パーティションは、棚、本棚、本立て、ブースなどの家具に適用され、単純に領域を区分する一般のパーティションと机、食卓、テーブル等に設置されて、個人のスペースを確保するテーブルパーティションに区別することができる。

韓国特許庁によると、パーティション関連の特許出願は、2011年から2019年まで毎年50件程度に過ぎなかったが、2020年には第3四半期までに92件が出願されて80%以上の増加となった。

特にテーブルパーティションは、2011年から2019年まで平均18.4件の出願であったが、2020年は第3四半期までに69件が出願され、年末基準で4倍以上と大幅に増加すると予想される。

これは、新型コロナウイルスの拡散により、個人衛生と防疫への関心が高まったため、それに関する出願が急増したと解釈できる。

2011年から10年間の技術分野別における国内出願動向を見ると、一般パーティション226件、テーブルパーティション235件、それらの固定や装着、支えに必要なパーティションの付属品が50件出願された。

注目すべき点は、例年並みの特許出願を維持する他の分野とは異なり、テーブルパーティションの特許出願が2020年に入って著しく増加したという点と防疫関連の特許出願が例年平均1.67件であったのが、2020年には53件に急増した点である。

テーブルパーティションは、以前は組み立て構造やプライバシー問題を解決する観点から出願が行われたが、2020年から呼吸器感染症に対する関心が高まったため、防疫、移動性、携帯性および環境問題の改善に、その出願傾向が変わった。

また、携帯用のテーブルパーティションは、世界保健機関（WHO）がPM2.5をグループ1の発がん性物質に指定した当時である2013年の9件、マーズが流行した時期である2015年の13件に次いで、2020年は19件で最も多くの出願を記録した。

これは2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックに伴い、抗菌機能付きで移動性と携帯性まで加えた携帯用パーティションに対する需要者のニーズに合わせて、特許出願が行われていることを示している。

2011年以降、出願人別に見ると、全体出願511件のうち、外国人の出願は7件（1.37%）であるのに対し、個人や中小企業を中心とした韓国人の出願は504件（98.63%）で出願の大部分を占めている。

特に、飛沫防止、抗菌機能付きなどの防疫に関するパーティションの出願である68件は、全て韓国人が出願しており、テーブルパーティションに適用された48件が2020年に集中的に出願され、K-防疫に大きく役に立つと期待される。



特許庁の生活用品審査課長は「新型コロナウイルスにより個人防疫に対する国民の関心が高まり、特許出願にも影響を及ぼしている」とし、「特許庁は迅速かつ正確な特許審査サービスを提供し、このような社会的変化に能動的に対処する」と述べた。

## 5-2 見えない危険物！放射線を利用した貨物検査の特許出願が増加

韓国特許庁（2020.12.7.）

人工知能と結合した技術の特許出願が 2015 年から増加傾向

新型コロナウイルス時代に非対面の取引が活性化しており、貨物内の危険物や禁止物品を見つけるために X 線などの放射線検査技術に対する関心が高まっている。最近、ディープランニングなどの人工知能技術と結合させた貨物検査に関連する出願も増えている。

韓国特許庁によると、X 線などの放射線を利用した貨物検査に関する特許出願件数は、2000～2019 年に 143 件が出願された。ここ 5 年間（2015～2019 年）58 件が出願され、その前の 5 年（2010～2014 年、31 件）の 2 倍近く特許出願件数が増加した。

検査対象別の特許出願動向を見ると、個人の手荷物 45 件（31%）と最も高い割合を占め、大型コンテナ 38 件（27%）、車両・車両積載貨物 18 件（13%）、一般中・小型貨物 16 件（11%）などの順であった。

出願人別の特許出願動向を見ると、外国人が 73 件（51%）で半数を占め、韓国内企業 28 件（20%）、韓国内研究機関 26 件（18%）、韓国内個人 12 件（8%）、韓国内大学 3 件（2%）の順であった。

特に韓国国内の研究機関は最近 5 年間で 20 件が出願され、その前の 5 年間における出願件数の 4 件に比べて 5 倍に増加し、韓国国内の研究機関の関心が高まったことが分かった。

貨物検査に使用される放射線の種類・検査方式別に見ると、X 線のみを使用する検査方法が 127 件（89%）で最も多いことが分かった。中性子、ガンマ線などを照射する方式が 12 件（8%）、検査対象から放出される X 線、ガンマ線のような放射線を検出するだけの方式が 4 件（3%）を占めた。

X 線のみ利用する検査技術の特異事例としては、車両や貨物の X 線画像と乗客の顔のカメラ画像を組み合わせた検査方式（8 件）、X 線検査装置が装着された手荷物カート（2 件）、

X線断層撮影による3Dの画像構成（3件）、デュアルエネルギーX線の画像を用いた物質推定方法（注1）（8件）、ドライブスルー方式の貨物検査（2件）などがある。

また、最近では、放射線を利用した貨物検査に人工知能に関連する技術を結合させた特許出願が増加している。計9件のうち6件が最近5年間で出願された。

その事例として、(1)手荷物のX線画像をセルフラーニング技術によるAI学習エンジンで学習した後、実際に手荷物を検査する際、既に学習した危険物品の映像に該当する物品を識別する技術、(2)人工ニューラルネットワークを利用して抽出した貨物の画像情報を積荷リスト上の文字情報と対照して貨物を通過するかどうかを判断する技術、(3)乗客の持ち物検査と同時に、ディープラーニング技術で獲得した乗客の身振りなど身体的特徴で乗客を通過させるかどうかを決定する技術などがある。

特許庁の計測技術審査チーム課長は、「非対面取引の活性化に伴う貨物輸送量の増加に備えて、X線などの放射線を利用した貨物検査は、検査の迅速性と正確性が重要である」とし、「人工知能のような最新の技術を融合させたX線貨物検査に関する出願が増えるなど、技術的高度化が予想される」と述べた。

注1 高エネルギーのX線と低エネルギーX線を一緒に照射して検出できるX線発生装置と、検出装置から得られたX線画像から検査対象物になる物質の分別力を著しく向上される技術である。

### 5-3 グルーミング族をターゲットにした、美容機能付きカミソリの特許出願が活発 韓国特許庁（2020.12.14.）

2019年全体のカミソリ特許出願のうち、45%の割合

最近ファッションや美容への投資を惜しまない男性を指す言葉である、「グルーミング族」が増えている。切削力の向上に力を入れてきたカミソリの市場では、フェイス用やもみあげ用のような新たな消費層をターゲットにした美容カミソリの技術開発が着実に続いている。スタイリングができるカミソリの技術開発が全体の特許出願をリードしている。

フェイスやもみあげ用のカミソリなど、スタイリングができるカミソリの技術開発が活気を帯びており、全体のカミソリ特許出願をリードしていることが分かった。

韓国特許庁によると、カミソリに関する全体の特許出願は2010年30件、2011年43件から2018年65件、2019年40件で、ここ10年間（2010～2019年）、年平均3%の増加傾向を見せていることが分かった。

ここ10年間、全体のカミソリ特許出願の中で、美容機能を揃えたカミソリに関する特許出願が出願の増加を主導している。

美容機能付きカミソリの特許出願現況は、2010年10件、2011年11件、2018年36件、2019年18件で年平均増加率は7%であり、全体のカミソリ出願における増加率より高かった。

全体のカミソリ特許出願分野におけるシェアも、2010年33.3%から2018年55.4%、2019年45%で半分近く占めるようになった。

美容機能付きカミソリの特許出願について出願人別でみると、外資系企業61件(45.5%)、韓国中小企業42件(31.3%)、個人31件(23.1%)を占め、企業が関連市場をリードしていることが把握された。

特に、後発走者である韓国中小企業の出願は、2017年までは年平均2.9件に過ぎなかったが、2018年以降9.5件と著しく増加し、韓国中小企業が変化する市場トレンドに合わせて、技術開発を活発に行っていることが分かった。

美容機能付きカミソリの特許出願を細部分野別でみると、美容、輪郭追従、トリミング・除毛に関する技術などに分けることができる。

美容に関する出願が76件(56.7%)で最も多く、肌の輪郭に追従してカミソリのヘッドが動きながら近接切断する輪郭追従技術が40件(29.9%)、自分が好きな形にスタイリングできるトリミングおよび除毛関連技術が18件(13.4%)と調査された。

美肌に関する出願は、カミソリの刃による肌の損傷を防ぐという基本的な機能から、肌の保湿、マッサージおよび洗顔フォームなどのスキンケア機能まで、さまざまな技術が開発されてビューティーケアの分野に領域を拡大している。

顔に合わせたスタイリング用のカミソリについては、さまざまなスタイルが実現できる精密トリマー、繊細に顎部分を剃るように顔の輪郭を追従するムービングヘッドが開発されるなど、技術の高度化が進んでいる。

特許庁の制御機械審査課長は、「急激に成長しているグルーミング族のカミソリ市場を先取りするために、これからも企業の技術開発が進んでいくと予想される」とし、「変化する市場トレンドに速やかに対応できる研究開発とともに、それを保護できる知的財産権の確保が重要である」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム